

1. 協議・報告事項

(1) 議会基本条例の運用について

- ・前回提案した基本条例第10条第4号規定の資料請求の請求書様式（案）について全会一致で了承。この請求書は、一般に公表されていない資料を請求するときに提出するもの。
- ・今後は、運用というよりも実践をどうしていくか。この委員会の主要な議題、継続審議。

(2) 先進地視察について

- ・10月14日～17日で2泊3日以内
- ・①基本条例に基づく議会改革（課題全般・政策提案・議会からの議案提出）
②通年議会 ③ペーパーレス化 などを視察テーマにしたい。
- ・正副委員長へ一任する。
- ・7月18日までに希望先提出。提出された希望案を正副で調整しながら委員へ報告する。

(3) 議員個人パソコンのメールアドレス公開について

- ・迷惑メールが多く来る。「送信相手が解るものに対して受付ます。ただし、全部について返信するものではない」というような表記をしてくれれば、議会ホームページで公開してよい。
- ・議員個人のブログやホームページなどのリンクは今後検討していく。

※全議員へ公開の可否を確認し、まずは、メールアドレスを希望者のみ公開する。

(4) 予算・決算特別委員会の運営方法について

- ・委員の発言時間について、少数党派等は少なすぎる。検討課題である。
- ・現実的でない。議員も質問を簡潔にして、今までの制約をはずしたらどうか。
- ・逆に、制限があるほうが質問は簡潔になる。
- ・教育長や病院事業管理者の出席について、教育長はこれから教育制度が大きく変わることで、病院は黒字経営となったこと等それぞれ大きな案件があるので当然出席してもらいたい。市長、副市長は出席要求をした場合は出席してもらおう。
- ・全職員が全事業について総点検をやるという点で事業評価ができています。全国モデルと言える。それを決算委員会でどう評価するかは、まだ課題は多くあるが方向は間違っていないと思う。予算委員会も。
- ・決算と予算を連動させることが大きな課題。常任委員会の連動も含めてさらに検討を。
- ・予算委員会を常任委員会にすることも考えられる。

※活性化で決めてしまうのではなく、発言時間の見直しを前提として時間を増やす案、撤廃する案等が出たことを、決算・予算の特別委員会に伝える。

(5) 来藤される視察への対応について

- ・議長、議運正副委員長、活性化正副委員長、天野議員（前期活性化委員）で対応する。
- ・複数で対応するようにしたい。

(6) その他

2. その他